

# 神奈川県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金(住宅支援資金)の貸付に関するご案内

◆この貸付事業は、国及び神奈川県の補助を受けて、神奈川県社会福祉協議会(以下、「県社協」)が実施する公的な貸付制度です。対象者に住居の借り上げに必要な資金を貸付け、就労又はより稼働所得の高い就労に繋げ、自立の促進を図ることを目的としており、制度で定める要件を満たした場合には、申請により貸付金の返済が免除(全額または一部)されます。

## 〈返還(返済)免除について〉

住宅支援資金の初回の貸付を受けた月から1年以内に、就職またはプログラム策定時より高い所得が見込まれる転職等をし、1年間(12か月間)引き続き就業を継続した場合、申請により返済が免除されます。返済免除が正式に決定するまでの期間は、定期的な報告や、必要書類の提出を行うことが必須となります。

◆まずは本チラシを参照し貸付対象者となる要件や返済免除となる要件などを確認し、ご自身の今後のライフプランの検討とあわせて、居住地の市・福祉事務所又は神奈川県母子家庭等就業・自立支援センター(以下、「策定機関」といいます)に、母子・父子自立支援プログラムの策定についてご相談ください。

## 1 貸付対象者(最初の送金日までに次の要件を満たす方が対象となります)

- 神奈川県内に住民登録(横浜市、川崎市、相模原市を除く)があり、返済免除になるまで住民登録を継続する見込みがあること
- 賃貸住宅の賃料を支払っていること(住宅の契約書の名義人でない場合は県社協にご相談ください)
- 児童扶養手当を受給している方、又は児童扶養手当を受給している方と同等の所得水準の方(同等の所得水準を超えた場合であっても1年以内の方は対象とする)
- 母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、就職又はより高い所得が見込まれる就労を目指していること  
※県社協が債権者である他の貸付制度を利用しており、返済が滞っている場合は貸付けできない場合もあります。

### ≪貸付対象外となる場合≫

- 神奈川県内在住ではない、賃料を負担していない場合(持ち家のローン返済は対象外です)
- 母子・父子自立支援プログラムを策定を受けていない場合
- すでに住宅支援資金の貸付を受け、免除決定していない、あるいは償還完了していない場合
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員である者が属する世帯である場合

## 2 貸付月額と期間について

- 貸付月額と期間:月額70,000円以内、原則上限12か月 ※保険料、駐車場代等の費用は対象外です。
- 貸付利子:無利子(連帯保証人不要)  
※貸付申請者が未成年者の場合は、法定代理人が保証人となります。
- 対象となる資金の用途:入居している住宅の家賃(管理費、共益費を含みます)  
※他の補助制度(住宅確保給付金等)との併用も可能ですが、家賃額と他の補助制度により支援を受けている額の差額が貸付額の上限となります。

## 3 返済期間、延滞利子について

- 返済免除要件を満たさなくなったときは返済(全額又は一部)となります。償還期間は5年(60か月)以内です。最終返済期限までに返済完了できなかった場合、返済すべき額(残元金)に対して、年3%の延滞利子が発生します。

●貸付利用相談は、居住地市の福祉事務所または、神奈川県母子家庭等就業・自立支援センターへお問い合わせください。

●貸付制度については、神奈川県社会福祉協議会へお問い合わせください。

(問合せ先) 社会福祉法人 神奈川県社会福祉協議会 福祉サービス推進部

〒221-0825 横浜市神奈川区反町3-17-2 神奈川県社会福祉センター ☎045-311-8753(8:30~12:00、13:00~17:15)

## 4 借入れ相談～資金交付(送金)～返還(返済)免除までの概ねの流れ

